

個人情報保護に関する掲示

当院は、個人情報下記の下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

- ①当院が患者に提供する医療サービス
- ②医療保険事務
- ③患者に係る当院の管理運営業務
 - ・入退院等の病棟管理
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・当該患者の医療サービスの向上
 - ・その他、当院の管理運営業務に関する利用
- ④他の事業者等への情報提供
 - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ご家族等への病状説明
 - ・その他、患者への医療提供に関する利用
- ⑤診療費請求のための事務
 - ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出（適切な保険者への請求を含む。）
 - ・審査支払機関又は保険者への照会
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
 - ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- ⑥事業者等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ⑦医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ⑧当院の教育
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当院内において行われる学生の実習への協力
 - ・当院内において行われる症例研究
- ⑨外部監査機関への情報提供

基本診療料

* 明細発行体制加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を1点で発行しております(再診の方が1点。初診の方は無料)。

明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

(領収書の再発行はおこなっておりません。予めご了承ください)

* 短期滞在手術等基本料1 加算(1359点)

* 外来・在宅ベースアップ評価料1・2(初診6点 / 再診2点)

* バイオ後続品使用体制加算(150点)

当院は厚生労働省のバイオ後発品の使用促進の方針に従って、バイオ後発品の使用に積極的に取り組んでいます。

特掲診療料

- * コンタクトレンズ検査料(コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療)

基本診療料	特掲診療料
初診料291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料 75点	
明細書発行体制等加算1点	

保険外負担の係る費用

当院では以下の事項において、実費のご負担をお願いしております。

- * 保険に関する診断書 5,500円(税込み)

各種指定医療機関

- * 保険医療機関
- * 難病指定医療機関 / 難病指定
- * 被爆者一般疾病医療機関
- * 身体障害者福祉法第15条指定

一般名処方

当院では、後発医療薬の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を示した「一般名処方」をおこなっています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。